

7月中旬
発送開始新しい被保険者証(保険証)
を送付します封筒が届いたら
忘れずに確認を

被保険者証は8月1日に更新されます

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証は、特定記録郵便で郵送します。届いたら内容の確認をお願いします。

特定記録郵便は、配達の際に自宅の郵便受に投函されますので、配達時に不在でも受け取ることができます。また、郵便物の配達状況が郵便局に記録されます。



国民健康保険の「被保険者証」

茨城県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 令和7年7月31日 記号 番号
氏名 筑西 太郎	性別
生年月日 〇〇年 月 日	負担割合 割
適用開始年月日 〇〇年 月 日	
世帯主氏名 筑西 太郎	
住所 茨城県筑西市	
高齢受給者証発行期日 年 月 日	
交付年月日 令和6年 8月 1日	
交付者の名称 茨城県筑西市内 360 番地	
及び印 筑西市	
保険者番号 080986	

70～74歳の人は、赤文字部分の記載があり、高齢受給者証を兼ねています。

【有効期限】令和7年7月31日

※次の方は有効期限が異なります

- ・誕生日で70歳になる人……誕生月の月末（1日生まれの人は前月末）
- ・誕生日で75歳になる人……誕生日の前日
- ・外国人……在留期間の満了の日

下記の場合は手続きが必要です

●社会保険などに加入したとき

国保喪失手続きが必要です。

持参品：国民健康保険証、加入した健康保険証

●世帯主、住所が変更になるとき

記載内容変更手続きが必要です。

持参品：世帯全員の国民健康保険証

●就学や施設入所のため住民票が筑西市にないとき

記載内容変更手続きが必要です。

持参品：在学、入所証明書など

各種届出などには、窓口に来る人の身分証明書、世帯主と手続き対象者のマイナンバーが必要です。届出の内容によって持参品が異なりますので、詳しくは問い合わせください。

【問】医療保険課（本庁1階） ☎ 24-2103

後期高齢者医療の「被保険者証」

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和7年7月31日
交付年月日	令和6年8月1日
被保険者番号	00000001
住所	茨城県筑西市内360番地
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和55年5月5日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発給期日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390821011 茨城県後期高齢者医療広域連合 印

新しい被保険者証はエンジ色です

下記の場合は手続きが必要です

●所得の修正申告や世帯状況が変更になるとき

窓口自己負担割合が変わる場合があります。その場合は新しい被保険者証が交付されますので、古い被保険者証を医療保険課に返却してください。

●被保険者証を紛失したり破れて使えなくなったとき

再交付しますので、医療保険課又は各支所に申請してください。

※後期高齢者医療に関する各種通知書などを、被保険者の住所以外に送付することができません。希望する場合は医療保険課又は各支所に申請してください。

【問】医療保険課（本庁1階） ☎ 24-2103

県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎ 029-309-1213

要申請

医療福祉費支給制度 (マル福制度) はぐくみ医療費支給制度

保険診療分の医療費で、自己負担金を超える医療費の一部を助成します。

● 医療福祉費支給制度 (マル福制度)

妊産婦、小児、ひとり親家庭、重度心身障がい者のみなさんが対象です。所得制限がありませんので、詳しくはホームページをご覧ください。



● はぐくみ医療費支給制度 ※市独自制度

マル福制度の対象年齢や所得制限により助成を受けられない妊産婦や小児、マル福妊産婦対象疾病以外の医療費を助成します。

種別	対象	対象期間	助成内容	更新
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 【マル福制度】 産科・婦人科医などで受診するときのみ有効 【はぐくみ医療費支給制度】 ① 所得制限によりマル福制度の対象とならない人 ② 産科・婦人科以外の医療機関での受診分	母子健康手帳 交付月の初日～ 出産月の翌月末	 【自己負担金について】 ・外来自己負担金…… 1 医療機関につき 600円/日 (600円未満はその額) 月2回まで ・入院自己負担金…… 1 医療機関につき 300円/日 月3,000円限度 ・調剤薬局…… 無し (重度心身障がい者などの 自己負担金は無し)	不要
小児	0歳～高校3年生学年末までの子 【マル福制度】 中学・高校生は入院診療のみ有効 【はぐくみ医療費支給制度】 ① 所得制限によりマル福制度の対象とならない子 ② 中学・高校生は外来診療分	出生日～ 高校3年生相当 の3月31日	・調剤薬局…… 無し (重度心身障がい者などの 自己負担金は無し)	誕生月の 下旬
ひとり親	【マル福制度】 ひとり親家庭の親と18歳未満の子※1 (支給には条件あり)	申請日～子が18 歳になった年の 3月31日※2	【助成方法】 ・県内の医療機関…… 医療機関で受給者証を提示。 ・県外の医療機関…… 医療機関で支払いを済ませ、 翌月以降に領収書を持参のうえ 医療保険課又は各支所での申 請が必要です。	6月 下旬
重度心身障がい者など	【マル福制度】※対象者が拡充されました ① 身体障害者手帳1・2級 (内部障がいは3級まで) ② 療育手帳のA・A判定又は B判定かつ身体障害者手帳3級 ③ 障害年金1級 ④ 特別児童扶養手当1級 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級 ⑥ 精神障害者保健福祉手帳2級かつ 身体障害者手帳3級又は4級 ⑦ 精神障害者保健福祉手帳2級かつ 知能指数50以下 ⑧ 身体障害者手帳4級かつ 知能指数50以下 ※65歳以上75歳未満の人は上記条件 のいずれかに該当し、かつ後期高齢者 医療制度に加入した人	手帳交付月の 初日～	※申請が遅れたときには申請月の 初日より該当となります。 ※交通事故などの第三者行為や学 校でのけがについては、基本的 に対象外です。	6月 下旬

※1 配偶者が重度心身障がい者などに該当し、一定期間を経過すると、その家族(18歳未満の子がいる場合)は婚姻中でもひとり親に準じるものとして認定されます。

※2 子が重度心身障がい者などに該当していたり、定時制高校などに在学中であったりする場合、申請により20歳まで期間が延長される場合があります。

【申】【問】 医療保険課 (本庁1階) ☎24-2103